

「佐賀藩の種痘事業—長崎警備・本藩支藩関係との関連に着目して—」

佛教大学 歴史学部 歴史学科（日本史コース） 熊本翔太

はじめに

明治維新 150 周年を記念して行われた「肥前さが幕末維新博覧会」では近代日本の西洋化を肯定することを前提とした上で、佐賀藩の医療体制も論じられていた。時に医学寮、好生館や医業免札制度は各自、近代日本の医学部、医師免許制度の原点として位置付け、顕彰されることもある。また青木歳幸は、藩宮や西洋医学化を前提とする佐賀藩の種痘事業を「引痘方事業」と命名することで他藩の種痘事業との差別化を図っている。しかし佐賀藩の先進的な医療体制は、米沢、福岡、薩摩藩等との共創によって成立しており、寒冷化に起因した災害が頻発していた江戸時代の佐賀藩は以下の事業を行っている。

- ① 5代宗茂は、享保の大飢饉に起因する飢餓と疫病蔓延から庶民の命を守る為に『普救類方選』の編纂に勤しんだ
- ② 8代治茂は天明5年に弘道館内での医学教育を開始し、寛政4年に島原半島を中心に発生した火山の噴火、地震、津波（以下通称の島原大変肥後迷惑）に際しては幕府の指示を待たずに島原藩民に手厚い医療救援を行った。
- ③ 9代斉直は藩主として実力主義的人材登用、教育や蘭学受容を促進した上で、玄朴の師匠で蘭方医の島本良順等を長崎修業に派遣し、佐賀藩の御年寄として医学寮拜講日に講釈を行った穀堂を斉正の御側頭、侍講に任命した。

それらを念頭に置いて本稿は、青木歳幸がかねてより提唱、実践してきた「佐賀藩と他藩の種痘普及活動の比較研究」を踏襲し、近世日本の行政が行った防疫体制や徳川幕藩体制下における長崎警備、本藩支藩関係の構造を踏まえ引痘方事業と明治時代の防疫体制がどのように結び付き、断絶しているかを論じたものである。

1 長崎警備と防災を結ぶ医療

寛政4年のラクスマン来航によって対外危機意識が高まったことに伴い、小城藩「日記」寛政4年2月10日の項に、「今度ムスコビア大将、朝鮮国隨身申へきたため大軍を起し、大将元達、副将観蘭翰六万騎をさしそえ朝鮮国へ押渡候由、専風聞有」との事実無根の風聞が記される等、ロシアの南下に対する恐怖心は佐賀藩内でも共有されていた。それらの対外危機意識は海防のみならず、「島原大変肥後迷惑」発生時における医療救援の拡充にも繋がった。もし仮に、神代領で島原大変肥後迷惑の災禍を押し留めなければ、それは佐賀藩全域に広く流入したことが想定される。何よりも佐賀藩は、初代勝茂が島原の乱での武功や長崎に多くの藩領を持つことを理由に幕府から長崎御番役を任され、レザノフ来航以後には佐賀藩の長崎警備動員人数が年々増加している以上は、災害や疫病に起因した人口減少を回避し、長崎の秩序を保つ必要があった。

それを裏付けるように治茂は「第一は長崎御番方御備も相欠」との軍事力低下の懸念を抱えながらも、島原藩と神代領が藩境を接していた誼や「佐賀候以親戚之故」、島原半島北部の神代港に数十隻の船舶を寄港させた上で御番頭、物頭らを派遣し、防災対応を命じている。その上で、「先達而島原大津浪之節、左之船々売買として致出船居候処」、「外科差越、療治方彼是御介抱の筋 仰付之」として、

- ① 甚大な被害を受けた島原藩領に向けて救援隊、船、外科医等を派遣し、物資を届けている
- ② 島原藩領から神代領へ流入した1244人の罹災民に対しても米、みそ、薪を支給した

しかし江戸時代の救済は藩内人に対する「仁政」が原則であることを鑑みれば、佐賀藩が「仁政」の枠を超えた「仁道的」救済として自発的に展開した医療救援は、幕府から軍事的行動として咎められる危険性があった。故に佐賀藩はそれらを4月17日までに長崎奉行所に事後報告した後に、「他御領之者を御救被成義二付而は」と幕府に訴え、事後承認の正当性を幕府から引き出している。また江戸時代全体を通じて自藩の自治権を巡って本藩と恒常的に対立した三支藩と違い、鍋島家宗家の権力基盤を揺るがすことがない私領だからこそ、本藩の手足として医療救援を促進することが可能だったのだ。何より、佐賀藩が私領を介して藩外に向けた医療救援を実施したのは長崎警備の延長かつ近代的防疫活動の発芽点としての側面を持つ。

2 佐賀藩と秋月、米沢藩の共創

初代弘道館教授の古賀精里は、米沢藩主の上杉鷹山からも寵愛を受けた江戸詰の奥方御典医の徳永雨卿に向けて贈った詩の「徳永典科古稀華誕寿章」三首において「況及臣民内助功」、「況在西藩同仕籍」と詠っている。つまり多数の米沢藩医を育成した名儒医の雨卿を安永6年に治茂が召し出した後の佐賀藩では、藩主の健康保全と臣民に対して施される地域医療は一心同体的に捉えられていた。また「医業興隆」、「御国民療治」の題目や藩権力を背景に西洋医学化や医療格差是正を促進した佐賀、米沢藩の医療体制は以下の共通点を持つ。

① 藩費を投じて藩医の蘭学塾への医学稽古や医学書発刊を奨励し、医学の情報共有を促進した

② 9月以降の農閑期に藩医が廻村した

③ 患者と成り得る領民が天然痘予防、治療を目的に巡回する医師への謝礼は不要であると通達した

江戸が結節点となる形で行われた米沢藩との相互交流は引痘方事業の源泉であり、儒学の価値観を共有する徳永雨卿と古賀精里、石井鶴山、長尾東郭、椋島石梁や細井平洲等との友誼によって築かれた漢方医学、儒学的知のネットワークは国元と江戸を点と点で結ぶ役割を果たしたことは以下の事例が証明する。

① 江戸修行に出た米沢藩医の多くが精里の門に学んだ

② 米沢藩医の堀内素堂が江戸藩医詰居時代に精里の息子かつ最晩年に古賀穀堂に師事し、玄朴と交遊した

③ 伊東玄朴は素堂が小児科書として出版した『幼々精義』(天保14年第一輯、弘化2年第二輯)の第二輯文の跋文を書いた際に、小児への引痘の必要性や米沢藩の仁政を礼賛した

後に江戸詰藩医の玄朴は島津家や伊達家等に痘苗を譲渡しているが、牛痘ウイルスは天然痘ウイルスと異なり、近世の日本列島上に存在しなかった以上は、事実上牛痘苗は有限である。故に佐賀藩が引痘方事業を成立させる上で、以下のように秋月藩のアドバンテージを活用し、海外から輸入した牛痘苗を効率的に伝苗し続けることで絶苗を回避する必要があった。

① 玄朴はシーボルトから習った牛痘の腕種法を人痘法に応用工夫する形で伊達家の正姫に摂取した。

② モーニツケが持参した牛痘「漿」(膿)が長い船旅で腐るトラブルに直面した佐賀藩医の榎林宗建は、秋月藩医の緒方春朔が『医宗金鑑』に記載された鼻早苗法を改良し、それを大庄屋の天野甚左衛門の二男に施し、成功させたことを始発点とする秋月藩の人痘法では「漿」ではなく、「痂」を用いることに着眼し、腐りやすい牛痘「漿」ではなく、保存しやすい「痂」を輸入する決断を下している。

3 福岡、薩摩藩の牛痘法事業

佐賀藩と共に長崎御番役を担った福岡藩は勿論のこと、琉球王国支配を行う薩摩藩とて外国船来航に伴う対外危機に直面していた。そして幕府は長崎「御番役」である佐賀、福岡藩のみが「除き物」と称されるオランダ、唐商人との貿易を公認し、その補助口としての役割の下で、薩摩藩が琉球を介して行う海外との藩密貿易を実質的に黙認した。また、1796年にイギリス人医師のジェンナーが牛痘法を発明する以前から既に福岡、薩摩藩は各自、支藩の秋月藩、保護国の琉球において人痘法事業を確立していた。福岡、薩摩藩は各自、嘉永5年に精煉方を設置した佐賀藩に先行する形で、弘化4年、嘉永4年に精煉方を設置している。加えて弘化2、3年に福岡藩群医の武谷祐之は堺の小林安石の牛化人痘法の共同実験に参加した。

しかし両藩は支藩、保護国で確立されていた人痘法事業を下地として牛痘苗を輸入し、牛痘法事業を開始することも、藩営の西洋医学専門教育機関も創設しなかった。貿易の実務を担う琉球が牛痘法受容に消極的な薩摩藩は勿論、福岡藩は蔵米知行制を施行し、養子藩主の個人的指導力に依拠した藩政運営、改革が日常化しており、レザノフ来航、フェートン号事件発生時に非番で、秋月藩に代番させていた。さらに寛政9年2月13日に、秋月藩主の黒田長舒は江戸藩邸で次男の金十郎(後の9代秋月藩主黒田長韶)と五男音次郎に、それぞれ人痘法を受けさせているが、音次郎は3月9日に急死している。故に本藩藩主の長瀬が牛痘法受容に前向きでも、武士と領民の関係性が疎遠で、対外危機意識が低く、種痘の伝苗に失敗した歴史的背景を持つ以上は、領内で牛痘苗輸入、伝苗の理解を浸透させる「医療」的下地が存在しなかった。

4 藩政改革

弘道館教授を拝命した穀堂は、ロシアの南下を危惧しながら文化3年に『学政管見』で、9代斉直に向けて長崎警備と連動した西洋医学化を提言している。また島原の乱後も佐賀藩は「竈帳」を作成し続けたが、それには他藩の「宗門改帳」が記載する世帯ごとの檀那寺、土民の年齢に加えて、土民の職業や土地の面積、石高が詳細に記載されている。治茂は明和9年にこの「竈帳」の詳細な作成要領を発布し、ひな形も示しており、それを引き継ぐ形で天保9年に斉正は「竈帳」の厳密作成を命じている。村支配を担う代官が、引痘対象者や引痘医となり得る土民、在村医の個人情報的確且つ効率的に把握し、『医業免札姓名簿』の作成、廻村計画の制定を行う際に「竈帳」の情報が有用であったと考えられる。

天保期の佐賀藩は、土着大名勢力の自立性への憎悪心や天保の改革に付随する形で蘭学者を弾圧し、貿易都市長崎の改革を意図する水野忠邦が天保10年、13年に仕掛けた蚕社の獄や高島事件に直面したことで震撼している。特に高島を砲術師範として誘致していた武雄領等は、「高島流」の名を憚って「威遠流」と唱えを改め、高島流砲術の直伝者である平山醇左衛門(製造方)等を打ち首としており、佐賀藩の西洋医学化どころか医学寮の存続そのものが危ぶまれていた。

5 「淳一郎引痘」の成立過程

『浄天公 附近古武雄史談』(以下『武雄史談』)には「天保8年〇秋、公は中村涼庵ヲシテ世子(浄観公)以下家臣ノ士女ニ種痘ヲ施サシム、(中略)此時流言蜚語盛ニ行ハレ一般ニ甚ダ種痘ヲ嫌ヒタリ」と記されている。つまり「淳一郎引痘」から12~10年遡ること天保8年(1837)時点の武雄領では、牛痘法への風当たりが強い中で、既に医師の中村涼庵が、甥の平吉とその弟の牟田忠行兩名に牛痘法を実施し、武雄領主である鍋島茂義の立会いの下でその種を嫡子である元次郎、家臣の子女の順に牛痘苗を伝苗し、後進の子弟に医技を伝授した(以下「元次郎引痘」)ことが確認できる。

『武雄史談』に、「又軽症患者ノ痲瘡ノ痲ヲ細末トシ竹ノ管ニテ鼻カラ吹キ込ミ感染セシメタ、夫レガ為メ重症患者トナツテ死ヌ者モ隅ニハアツタ、」とあるように、そもそも「淳一郎引痘」以前から武雄領内では、地域的に鼻旱苗法が根付いていた。そして、「涼庵サンガ長崎ニ往キテ痲瘡ノ種ヘ方ヲ習ヒ、貧乏人ニ金ヲ呉レテ其者ノ男ノ子ニ痲瘡ヲ種ヘ母子ヲ連レテ帰ラレテカラ、土ノ子供ニ植痲瘡スル様御達ガアツタ、」として、領主である茂義の意向の下で、長崎で種痘術を習得、実施した中村涼庵は痘児とその母を連れて帰領し、武雄領内で牛痘苗を伝苗したとある。加えて当時の武雄領では、「牛ノ痲瘡ダカラ、夫ヲ植ユレバ角ガハエルトカ、牛ノ様ニ「モウ」ト啼ク」等という迷信を多くの士民が信じており、「誰デモ痲瘡ヲ植ユルコト大變嫌フタ」として、牛痘法への風当たりは強かったようだ。

しかし平吉と忠行の母である園は、兄の涼庵に二児への引痘を思い留まるように嘆願すると、涼庵は「若様サエ御植工被レ成ル」として伝苗を正当化し、「他ノ親達モ皆、ヒドク心配シナガラ御上ノ御達ナレバ致シ方ナク子供ヲ連レテ来タノデ誰一人安心シテ居ルモノハナカツタ」中で、引痘は済まされたと言証している。つまり武雄領での種痘事業が前例として存在したことで、「淳一郎引痘」後の佐賀藩の庶民は引痘方事業を前向きに受け入れていたとも考えられるのだ。仮に「元次郎引痘」が牛痘法であったとしても、引痘方事業や牛痘法の全国的伝播の下地が「淳一郎引痘」である事実は揺るがない。つまりここで、「元次郎引痘」が「牛痘法」と「人痘法」のどちらであるのかを論ずるのは非生産的且つ不毛な対立なのだ。

他方で青木は、天然痘に罹患死した父の無念を噛みしめた光茂が持つ天然痘への憎悪心や寛文2年に文治主義を確立する目的で定めた殉死禁止令を各自、天然痘撲滅の藩是、人命尊重型医療の原点と位置付けている。しかし、天然痘の脅威から世子の生命を守る為に藩医が実の息子の腕に種痘鍼で傷をつけ、採取した牛痘苗を献上の形式を以て主君の世子に伝苗する行為と武断主義は相反する行動原理ではない。何故ならば伝苗と戦死や殉死は、鍋島家が美徳とする死と隣り合わせの君臣の伝統的紐帯を象徴する事象だからだ。つまり光茂が幕府に先んじて殉死を禁じた後にも戦死、殉死者を顕彰し、その子孫を厚遇した佐賀藩内において、牛痘法の認知段階で重要なのは、引痘医の「医技」よりも支配者階層の子弟に牛痘苗が伝苗される「過程」の方であったはずだ。

6 医療と学問

佐賀藩が引痘方事業で用いた医技や薬品が中国伝来の人痘法、痲ではなく、イギリス発祥、オランダ伝来の牛痘法、痲であり、牛痘痲を輸入する際にも唐商人ではなく、商館医のモーニッケの仲介を受けたのは興味深いことだと思う。何故ならば、元来幕府医学館の池田痘科は、種痘全般を認めていなかった。その上で、

- ① 2代目池田瑞采は自身が公版を命じた『種痘弁義』に「洋痘ト洋煙ト、中国ニ入ルコト大概同時ナリ。洋煙ハ人ヲ害スルコト多キヲ以テ、既ニ禁ゼラレリ」
- ② 奥医師の喜多村直寛は『牛痘非弁』の跋文に「且ツ阿片ノ烟、之ヲ其ノ土ニハ禁ジ、而ルニ所外邦ニ鬻グ」と記した。
- ③ 嘉永2年(1849)には幕府医官が外科、眼科以外の蘭方修行を受けることが禁じられている

つまりアヘン戦争におけるイギリスの非道な振る舞いを根拠として牛痘苗が「阿片」と同義的な「麻薬」として公的に位置付けられていた。つまりそれらは牛痘苗を輸入し、引痘方事業を発動する上での障害となったはずだ。また天保期までの佐賀藩は、幕府の蘭学排斥の方針に従順に従っており、佐賀藩内には鄭竹塢、古賀穀堂、枝吉神陽を筆頭に、中国大陸や朝鮮半島にルーツを持つ士民が多く在住していた。その穀堂の薫陶を受けた斉正自身が強固な尊王攘夷思想を持っていることでも、佐賀藩内では日本型華夷秩序に自己のアイデンティティを見出す不変的価値観や尊王攘夷思想が定着していたと言えるだろう。それらの佐賀藩の根幹的価値観は、三支藩や各私領において引痘方事業の中核を担う代官や各家臣団と医師にも広く共有されていたはずだ。

現にシーボルトの門人である高良齋に蘭方医学を学び、蘭方医や不二道の神道家としての知見や視点を持つ柴田花守は、文久三年の春に『虎狼痢被教素予防方』を記した。そこでは「又英仏墨魯の洋人ともハ、(中略)法の善悪を選ばず。」と断罪すると共に、「耶蘇教蔓延の防禦」の必要性を強調している。さらに、「遠津神咲給倍敵之御靈素幸給倍」と「寶祚之隆當興天壤無窮矣」の神語を「掛幅にして拝読尊信し奉り、」しことが、「神方百邪予防の妙薬也」との防疫観を吐露している。

斉正にしても「御地ハマロシヤ其外異国人皆ハ参り居候由、品川沖は一杯ハ皆以異国船計候由、其内は御目見をも相願候由、扱ハ大騒動の事、江戸は不遠内ニ外国人計ニ相成可申候、こわキ事ニ御座候、」として、幕府の権威を侵害し得る欧米列強の脅威を警戒している。しかし他方で斉正は、「此度は毎日之様蘭人江逢ひ、面白キ事ニ而御座候、」として、オランダ人との交流を楽しみながら、「とこハも唐人ニ而大騒動、如何相成候世の中やらと、相案候計リニ御座候、何とそハ太平に相成度存参らせ候、(中略)唐人一条ニ而大取込いたし、」としてアヘン戦争後の清国内の混乱を危惧している。つまり斉正は、漢民族が女真族の脅威に対抗する過程で成立した朱子学特有の合理主義を是とする教堂の教育を受けたこともあって、女真族が樹立した清よりも、オランダの方を信頼していた可能性が高い。

おわりに

元治元年または慶応2年に、江戸表で天然痘が流行していることに危機感を感じた斉正は娘の貢姫に宛てた書状に、「江戸表ハ、近頃殊外痲瘡流行いたし候由ニ付、もはや大丈夫とハ存候得共、(中略)用心之ため今一へん引痘いたし候方、安心いたし候間、幾山江も申入候付、よろしくと存候半ハ玄朴へ申付、うへ候様と存候、」記し、玄朴に引痘して貰うことを提案している。さらに斉正は明治4年の臨終に際しても、近習の古川松根に向けて「恐れ多けれど、主上には未だ種痘を遊ばされず、先帝の御事も恐れ入れば、何とぞ早く遊ばされたしとて、其儘に困臥せられたり」と述べ、慶応2年に天然痘に罹患した孝明天皇が急死したことによって政治的混乱や戊辰戦争が誘発したことを根拠に、明治天皇が二度目の引痘を済ませていないことを心配し、再引痘を推奨している。それは、引痘方事業の効果や有用性が近代日本社会全体に広範的に理解されており、公衆衛生行政の正統性を確立する上での下地となったことを明示している。しかし一方で以下を鑑みても、明治時代には、近世大名鍋島家の医業興隆の人脈やネットワークは全て精算されているのだ。

- ① 明治元年8月に佐賀藩は長崎御番役を免じられた
- ② 初代文部大輔の江藤新平による学制の改革は長崎の医療機能の先進性を低下させた
- ③ ドイツ医学型医療国営制の実現に向けて奔走した相良知安は薩長藩閥との政治闘争の末に投獄、下野している
- ④ 江藤新平を筆頭とする佐賀藩閥が、明治6年政変や佐賀戦争等で薩長藩閥政治に敗北している

そして佐賀藩閥の明治政府内での役割はあくまでも衛生行政の「実務者」としての役割に留まり、基本的には政策「決定」機構からは排除されていたことが伺える。現に、明治政府の衛生行政や防疫体制を主体的に確立した後任の文部省医務局長長与専齋は明治8年6月に初代衛生局長に着任した時点で、新しい牛痘苗の確保に乗り出している。

- ① 明治21年における勅令の発布によって、府県立医学校の運営費用を地方税からの支弁が禁じられた
- ② 旧佐賀藩領内に設置されていた好生館は「医学校」機能を喪失し、「公立佐賀病院」として存続している

現に、版籍奉還後に三支藩が本藩から独立した後に、明治12年に沖縄県が発足すると、初代沖縄県令となった旧鹿島藩主の鍋島直彬とそれに随身した旧鹿島藩医で官医の織田良益、秋永熊次郎は、県内のコレラ流行に際して船隔離等の治療防疫に努めている。このような明治政府の衛生行政は土着した代官、庄屋、医師等が担う引痘方事業とは似て非なるものなのだ。